

長野工業高等専門学校いじめ対策委員会規則

最終改正 令和4年7月4日

(趣旨)

第1条 この規則は、長野工業高等専門学校（以下「本校」という。）内部組織規則第16条第2項の規定に基づき、本校いじめ対策委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営等に関し必要な事項を定める。

(業務)

第2条 委員会は、次に掲げる業務を行う。

- 一 いじめの未然防止に関すること。
- 二 いじめの早期発見に関すること。
- 三 いじめに対する対応に関すること。
- 四 インターネット等のいじめへの対応に関すること。
- 五 重大事態への対応に関すること。
- 六 実効的なPDCAサイクルの確保に関すること。
- 七 学校いじめ基本計画の周知に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- 一 校長
 - 二 副校長
 - 三 学生相談室長
 - 四 各系長及びリベラルアーツ教育院長
 - 五 学生課長
 - 六 看護師
 - 七 カウンセラー
 - 八 スクールソーシャルワーカー
 - 九 その他校長が必要と認める者
- 2 前項第九号に規定する委員は、校長が指名する。

(任期)

第4条 前条第1項第九号の委員の任期は、1年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じたときの後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、校長をもって充てる。

- 2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 3 委員長に事故あるときは、副校長のうち、あらかじめ委員長の指名した委員がそ

の職務を代行する。

(委員以外の者の出席)

第6条 委員長は、必要あると認められた時は、第3条に規定する委員以外の者を委員会に出席させ、意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、学生課において処理する。

(雑則)

第8条 委員会の審議事項のうち、重要な事項については、本校執行会議の議を経なければならない。

2 この規則に定めるもののほか、委員会の管理運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、令和2年7月20日から施行し、令和2年7月6日から適用する。

附 則

この規則は、令和3年1月5日から施行し、令和2年7月6日から適用する。

附 則

この規則は、令和3年10月1日から適用する。

附 則 (令和4年7月4日 一部改正)

この規則は、令和4年7月4日から施行し、令和4年4月1日から適用する。